

## 大阪府シカ保護管理計画（第2期）の策定について

### 1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びシカの長期にわたる安定的な保護増殖を図るため、平成14年4月から平成19年3月までを計画期間とするシカ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきたところであるが、依然として農林業被害は高い水準で推移している。

このことから、引続き第2期のシカ保護管理計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

### 2. 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

### 3. 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

### 4. 保護管理が行われるべき区域

能勢町、豊能町、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、島本町の4市3町

### 5. 特定鳥獣の生息の現状

- ・大きく能勢、箕面、高槻の3地域に分かれるが、生息数の増加にともない生息分布域も拡大。
- ・平成18年度における推定生息数は約1800頭、推定生息密度は7.5頭/km<sup>2</sup>であり、環境省作成のシカ保護管理計画技術マニュアル（人工林2頭頭/km<sup>2</sup>、天然林4頭/km<sup>2</sup>）と比較して、生息密度が高いと言える。
- ・農林業被害は平成13年をピークに減少しているが依然大きな被害が生じており、平成17年には被害面積85ha、被害金額約50,000千円に及んでいる。

### 6. 保護管理の目標

- ・農林業被害面積及び被害金額の減少
- ・シカの生息頭数の半減（H12年度個体数指数100 計画終了時40～60）

### 7. 数の調整に関する事項

有害鳥獣捕獲と狩猟により、個体数の調整を行う。狩猟によるメスの捕獲を促進するため、メスの捕獲制限を解除するとともに、狩猟における1人1日あたりの捕獲制限をオス1頭からメスを含む場合は3頭に拡大する。

狩猟期間の延長はその効果や被害等について十分検討し、慎重に判断する。

### 8. 生息地の保護及び整備に関する事項

健全な人工林の育成、里山の再生等により、シカ本来の生息地を確保する。シカの生息地を分断・孤立させない緑の連続性に配慮した森林整備を行う。

### 9. その他保護管理のために必要な事項

- ・被害防除対策  
シカによる農林業被害の防止を図るために、引続き、防鹿柵の設置、忌避剤の散布、ツリーシェルターによる保護などの防除対策を進める。
- ・モニタリング  
シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。